

四万十町定員適正化計画 (令和9年度～令和13年度)

令和8年9月
四万十町

目 次

1. はじめに	1
2. これまでの定員管理の状況について	2
3. 定員管理の分析	3
4. 新たな定員適正化計画	4

1 はじめに

本町は、平成18年3月20日の合併以降、平成19年3月に第1次計画となる四万十町定員適正化計画を策定し、以降5年間を計画期間として見直しを行い、その計画に基づき職員の定員管理の適正化に取り組んできました。

その結果、合併時370人であった職員数は、平成28年4月には304人となり、令和元年度末の高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散により、令和2年4月には355人（解散に伴う増員は41名）となりましたが、多様化する業務への対応及び行政サービスの維持・向上のために必要な人員を確保しつつ、令和8年4月1日現在で340人となっています。これに伴い、一般会計における職員給与費は、平成17年度の1,730百万円から平成27年度には1,288百万円、令和7年度には1,388百万円となり、近年の給与改定による人件費増加の影響は受けつつも、財政運営の健全化に寄与しています。

地方分権が推進されるなか、地方自治体においては簡素で効率的な行政運営と地域の実情に応じた主体的な取組が求められており、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、自主財源となる税収の減収見込みなど厳しい状況のもと、引き続き行政運営の効率化に取り組んでいく必要があります。

また、新たな法律の制定や改正、働き方改革等による時間外勤務の抑制やワークライフバランスの実現が求められることに反し、多様化する地域振興施策の展開のために職員一人当たりの業務量が増加し、全体の時間外勤務の総時間数は多い状態で推移しています。そのため、健康への影響が懸念されるほか、ワークライフバランスの確立に配慮した働きやすい職場環境の充実が必要となってきます。

このような状況を踏まえ、今後も安定的に行政サービスを提供するために、人件費を抑制しながら、行財政改革を推進するとともに、職員の年齢構成や分野別職員数のバランスに配慮した計画的な職員採用、組織の活性化と将来の組織を支える人材の確保を効率的に進めていくことを目的として、「第5次四万十町定員適正化計画（令和9年度～令和13年度）」を策定するものです。

2 これまでの定員管理の状況について

第4次計画（令和4年度～令和8年度）では、347人（基準日：令和3年4月1日）から3人を削減する目標を設定し、事務事業と組織機構の見直しや人員の適正配置を進め、令和8年4月1日時点の職員総数は340人であり、第4次計画における目標値は達成できています。

しかしながら、全国の類似団体と比較すると、依然多い状態となっていることから、

面積や予算規模等、地域の実情に即した適正な職員数を見極め、その数値に近づけていく必要があると考えます。

【年度別職員数の推移】（※再任用短時間勤務職員は除く）

（各年４月１日現在）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
職員数（人）	355	347	351	354	346	344	340
増減	—	△8	4	3	△8	△2	△4

【部門別職員数の推移】（※再任用短時間勤務職員は除く）

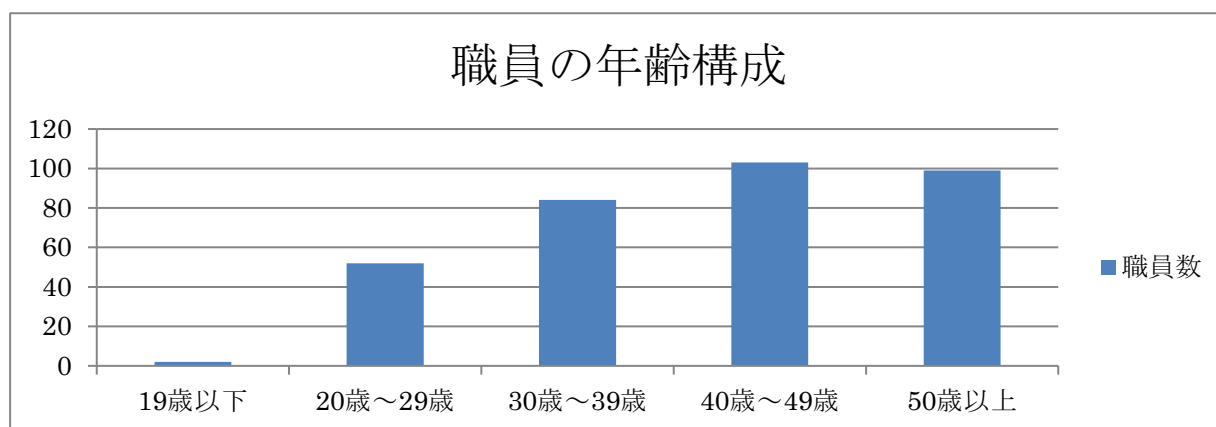
（各年４月１日現在）

区 分 部 門	職 員 数 （人）						
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
議 会	3	3	3	3	3	3	3
総 務	38	35	36	34	37	37	35
企 画	13	16	16	17	14	13	9
住 民	24	17	16	17	16	16	16
税 務	14	14	14	14	13	13	13
民 生	61	62	62	58	60	63	62
衛 生	15	15	18	22	20	20	20
農 林 水 産	25	24	24	23	23	20	20
商 工	18	19	19	18	17	16	16
土 木	15	16	16	16	17	17	16
一般行政計	226	221	224	222	220	218	210
教 育	33	30	28	28	26	25	28
普通会計計	259	251	252	250	246	243	238
病 院	29	28	28	29	28	28	28
水 道	4	4	4	5	4	5	4
下 水 道	—	—	—	—	1	1	1
そ の 他	63	64	67	70	67	67	69
公営企業等会計	96	96	99	104	100	101	102
合 計	355	347	351	354	346	344	340

【職員の年齢構成】

(令和8年4月1日現在)

19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	計
2人	52人	84人	103人	99人	340人



3 定員管理の分析

第5次計画の策定に当たっては、四万十町の職員数の現状について、総務省の示す地方公共団体の定員管理の参考指標である「類似団体別職員数」のデータを用い、比較を行いました。

○類似団体別職員数とは

一般行政部門と普通会計部門（大部門～小部門）について、人口と産業構造（産業別就業の構成比）から類似する市区町村をグループに分け（類型分類）、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、職員数の比較を行うものです。

なお、他の市区町村との比較を行う観点から、市区町村毎に実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門の職員は除外しています。

【類似団体との比較】

(単位：人・％)

部 門	R8. 4. 1 現 在 職員数 A	類似団体との比較					
		単純値による比較			修正値による比較		
		単純値 B	超過数 C (A-B)	超過率 C/A×100	修正値 D	超過数 E (A-D)	超過率 E/A×100
議 会	3	3	0	0.0	3	0	0.0
総 務	35	30	5	14.3	30	5	14.3
企 画	9	8	1	11.1	8	1	11.1
住 民	16	12	4	25.0	14	2	12.5
税 務	13	11	2	15.4	11	2	15.4
民 生	62	40	22	35.5	52	10	16.1

衛 生	20	17	3	15.0	15	5	25.0
農 林 水 産	20	18	2	10.0	20	0	0.0
商 工	16	8	8	50.0	9	7	43.8
土 木	16	14	2	12.5	14	2	12.5
一般行政計	210	160	50	23.8	176	34	16.1
教 育	28	29	△1	△3.6	40	△12	△42.9
普通会計計	238	192	46	19.3	216	22	9.2
病 院	28	単純値：類似団体全体の単純な平均値 修正値：その部門に職員を配置している団体だけの平均値 ※単純値、修正値ともに最新の R7 データ					
水 道	4						
下 水 道	1						
そ の 他	69						
公営企業等会計	102						
合 計	340						

【類似団体との比較による部門別職員数】

本町では一般行政部門の職員数が類似団体と比較して単純値で 50 人、修正値で 34 人多い状況となっており、前回策定時の令和 3 年と比較すると単純値で 19 人、修正値で 8 人少ない状況となっています。

修正値の内訳を見ると、民生部門、衛生部門、商工部門の超過数が特に大きくなっている一方で教育部門の超過数は大きくマイナスとなっています。

4. 新たな定員適正化計画

【基本方針】

職員定数の数値目標については、類似団体の状況を参考に、今後の人口減少への対応と町村合併による本町独自の要素に配慮し、長期的な視点で人口規模等に見合う職員定数としていく必要があります。

一方、働き方改革等による時間外勤務の抑制やワークライフバランスの確立に配慮した働きやすい職場環境の充実が必要となっており、育児休業や介護休暇、療養休暇等を取得している職員に配慮した職場環境の改善にも引き続き留意していく必要があります。

また、再任用制度によるベテラン職員の技術やノウハウを継承し、会計年度任用職員の適正な人員を見極め、確保していくことで行政サービスの維持・向上に取り組んでいきます。

第 5 次計画を策定するに当たっては、これらを踏まえ行財政改革を推進しつつ、多様化する町民のニーズに的確に対応しながら、効率的な行政運営を目指していくものとします。

【計画期間】

第5次計画は、令和8年4月1日を基準として、令和9年度から令和13年度までの5年間をその計画期間として適正化を図るものであり、必要に応じて目標値の修正を含む計画の見直しを行うなど弾力的な活用を図ります。

【年度別、部門別計画】

(各年4月1日現在/単位：人)

部 門	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R8とR13 との比較
議 会	3	3	3	3	3	3	0
総 務	35	34	34	34	34	34	△1
企 画	9	9	9	9	9	9	0
住 民	16	16	16	16	16	15	△1
税 務	13	13	13	13	13	13	0
民 生	62	61	60	59	58	57	△5
衛 生	20	19	19	19	19	19	△1
農 林 水 産	20	20	20	20	20	20	0
商 工	16	16	16	15	15	15	△1
土 木	16	16	16	16	16	16	0
一般行政計	210	207	206	204	203	201	△9
教 育	28	28	28	28	28	28	0
普通会計計	238	235	234	232	231	229	△9
病 院	28	28	28	28	28	28	0
水 道	4	4	4	4	4	4	0
下 水 道	1	1	1	1	1	1	0
そ の 他	69	69	69	69	69	69	0
公営企業等会計	102	102	102	102	102	102	0
合 計	340	337	336	334	333	331	△9